



京丹後市人権教育・啓発推進計画

2009年（平成21年）3月

京 丹 後 市

あ い さ つ



京丹後市は、2004年（平成16年）4月1日、「ひと、み
ず、みどり歴史と文化が織りなす交流の町」を将来像に、「平成
の大合併」においては京都府で一番最初に誕生した市であります。
本市では、「結いの心（地域住民が助け合う自治の心）」を育て、
互いが活かし合い、支え合い、助け合いながら安心して暮らせる
「協働」と「共創」の理念をもとにまちづくりを進めています。

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。これには「戦争
の世紀」と呼ばれた20世紀を踏まえ、21世紀を平和と人権が
尊重される世紀にしたいとの人々の願いが込められています。しかし、この21世紀におき
ましても、同和問題、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人など、数多くの人権に
関する課題が依然として存在しております。また、インターネットなどを利用した新たな人
権侵害行為も発生しています。こうした様々な人権課題を克服していくためには、私たち一
人ひとりが自分自身の問題として受け止め、人権に対する意識についてもう一度自ら考えて
みるが大変重要であると感じております。

本市では、今回、2000年（平成12年）に公布された「人権教育及び人権啓発の推進
に関する法律」の理念に基づき、「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

この計画は、本市における人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるための
基本的指針となるものであり、今後は、この計画に基づき、京都府や近隣市町との連携を図
りながら人権施策を推進して参りますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただき
ますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました京都府をはじめとす
る、行政、民間団体の皆様、また本計画策定の参考とした「京丹後市民の人権意識調査」を
はじめとするアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心より
感謝申し上げます。

2009年（平成21年）3月

京丹後市長 中山 泰

目 次

第1章 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 国際的な人権尊重の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 国内の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 京丹後市の人権教育・啓発に係る取組状況・・・・・・・・	2
第2章 計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 計画の目標及び性格等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 人権教育・啓発について・・・・・・・・	5
3 人権教育・啓発推進の視点・・・・・・・・	5
4 計画の推進・・・・・・・・	6
(1) 計画の目標年次・・・・・・・・	6
(2) 推進体制等・・・・・・・・	6
第3章 人権問題の現状等 ・・・・・・・・	7
1 同和問題・・・・・・・・	7
2 女 性・・・・・・・・	9
3 子 ども・・・・・・・・	10
4 高 齢 者・・・・・・・・	12
5 障害のある人・・・・・・・・	14
6 外 国 人・・・・・・・・	16
7 患 者 等・・・・・・・・	17
(1) エイズ（後天性免疫不全症候群）・・・・・・・・	17
(2) ハンセン病・・・・・・・・	18
8 さまざまな人権問題・・・・・・・・	18
第4章 人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・	22
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進・・・・・・・・	22
(1) 保育所・幼稚園・・・・・・・・	22
(2) 学 校・・・・・・・・	23
(3) 地域社会・・・・・・・・	24
(4) 家 庭・・・・・・・・	25
(5) 企業・職場・・・・・・・・	26

2	人権に係る職業従事者に対する研修などの推進	27
	（1）教職員・社会教育関係職員	28
	（2）医療関係者	29
	（3）保健福祉関係者	29
	（4）消防職員	30
	（5）市職員	30
	（6）マスメディア関係者	31
第5章 計画の推進		32
1	指導者の養成	32
2	人権教育・啓発資料などの整備	32
3	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	32
4	国、京都府、近隣市町村、関係団体などとの連携	33
用語解説		34
参考資料		44
	世界人権宣言	44
	日本国憲法（抜粋）	49
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	52
	京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程	54